

## 道路の中期計画の策定、道路特定財源諸税の暫定税率延長等に関する意見書

道路は、国民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な施設である。

高齢化、少子化が進展している中、活力ある地域づくり・都市づくりを推進するため、高速道路を含む道路の整備は、より一層重要となっている。

安全で安心できる暮らしの実現、また、地域格差の解消、地域の活性化を図るため、高砂市域においても道路整備に対し住民から強い期待が寄せられている。

昨年末に、道路特定財源の見直しに関する具体策が示され、見直しの作業が進められているが、道路整備に対する国民のニーズは依然として高いことを踏まえ、引き続き道路整備の推進が強力に図られるよう下記事項を強く要望する。

### 記

- 1 今後の具体的な道路整備の姿を示した中期計画において、真に必要な道路の整備・管理に必要な事業量を確保すること。
- 2 受益者負担の趣旨にそぐわない一般財源化や転用をすることなく、全て道路整備を強力に推進するために充てること。
- 3 各地方で行われる道路整備が滞ることなく着実に進むよう、平成20年度以降も次の措置を講ずること。
  - (1) 道路特定財源諸税の暫定税率を延長すること。
  - (2) 地方道路整備臨時交付金制度を継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2007年（平成19年）12月19日

高砂市議会